

## 鹿島市指定給水装置工事事業者の申請（新規・更新）について

鹿島市指定給水装置工事事業者の申請については、新規も更新も同様に下記の書類に必要事項をもれなくご記入のうえ、添付書類をあわせて鹿島市水道へ提出してください。

なお、令和元年10月1日より水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者は、5年ごとの更新が必要となりました。

1. 指定給水装置工事事業者 …様式第1（水道法施行規則第18条関係）  
指定申請書
  - ・（表面）押印のこと
  - ・（裏面）給水装置工事主任技術者は全員記入する。
  
2. 機械器具調書 …別表（水道法施行規則第18条関係）
  - ・写真を添付
  - ・調書下の（注）に従い記入する。
  
3. 誓約書 …様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）
  - ・押印すること
  
4. 給水装置工事主任技術者 …様式第3（水道法施行規則22条関係）  
選任・解任届出書

※ 上記の様式は、鹿島市のホームページ（トップページ→くらしのガイド→様式ダウンロード様式集→水道に関する様式）からダウンロード出来ます。

### 【添付書類】

- (1) ・申請者が個人の場合・・・住民票の写し
  - ・申請者が法人の場合・・・定款及び登記事項証明書
  
- (2) 事業実績がわかる書類（工事経歴書：指名願いに準じる）  
（※ホームページからダウンロード出来ます。）
  
- (3) 事業所の営業日数時間等がわかる書類
  
- (4) 給水装置工事主任技術者免状の写し

※ 申請の際に指定給水装置工事事業者手数料として10,000円を納付してください。

※ 申請を審査し、2週間前後で「鹿島市水道事業指定給水装置工事事業者証」を交付する予定です。

お問い合わせ先：鹿島市水道課 管理係 TEL 0954-62-3718

指定の基準（鹿島市水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条）

1. 給水装置工事主任技術者(水道法第25条の4第1項の規定により選任)を置くこと。
2. 次に掲げる機械器具を有すること。
  - ア 金切り鋸その他これと同等以上の機能を有する管の切断用の機械若しくは工具
  - イ ヤスリ及びねじり切り機又はこれらと同等以上の機能を有する管の加工用の機械若しくは工具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
3. 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - イ 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 第13条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの